

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第15号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「及び様式」及び「の各号」を削り、同項第1号中「(第1号様式)」を削り、同項第2号中「(第2号様式)」を削り、同項第3号中「(第3号様式)」を削り、同条に次の1項を加える。

3 伝票の様式は、別に定める。

第6条中「経理課長」を「契約会計課長」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第12条第1項ただし書中「職員課にあつては人材育成担当課長が所掌する事務に限り人材育成担当課長」を「企業力向上推進室にあつては企業力向上推進室副室長」に、「業務管理担当課長又は料金・システム企画担当課長」を「管理課長又は料金課長とし、経営戦略室にあつては経営企画課長、財務課長又は資産活用課長とし、技術監理室にあつては監理課長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「以下の各号」を「次」に改める。

第12条の2及び第15条中「経理課長」を「契約会計課長」に改める。

第16条第2項中「精算書(第5号様式)」を「別に定める精算書」に改め、同条第4項中「第2項後段」を「第2項」に改める。

第18条の3第2項各号列記以外の部分中「以下の各号」を「次」に改め、同条第3項本文中「局の」を「別に」に改め、「(第6号様式)」を削り、同項ただし書中「局の」を「別に」に改め、「その他の様式」を削る。

第25条第1項中「, 資器材・防災センター」及び「, 施設管理事務所」を削る。

第27条第1項中「人材育成担当課長, 資器材・防災センター所長又は水道部施設課長」を「職員課長, 水道部施設課長又は南部給水工事課長」に改める。

第28条第1項中「営業所, 施設管理事務所」を「営業所」に、「営業所長, 施設管理事務所長」を「営業所長」に改め、同条第3項中「資器材・防災センター所長」を「南部給水工事課長」に改める。

第29条及び第30条中「人材育成担当課長，資器材・防災センター所長又は水道部施設課長」を「職員課長，水道部施設課長又は南部給水工事課長」に改める。

第31条第1項中「人材育成担当課長，資器材・防災センター所長又は水道部施設課長」を「職員課長，水道部施設課長又は南部給水工事課長」に改め，同条第2項中「立会う」を「立ち会う」に改める。

第32条中「人材育成担当課長，資器材・防災センター所長又は水道部施設課長」を「職員課長，水道部施設課長又は南部給水工事課長」に，「手続き」を「手続」に改める。

第33条第1項各号列記以外の部分及び第36条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第37条，第39条，第42条第1項，第45条から第48条までの規定，第49条第2項及び第3項並びに第50条第2項及び第3項中「資器材・防災センター所長」を「契約会計課長」に改める。

第58条各号列記以外の部分中「もののほか，次の各号に掲げるとおりとする」を削り，同条各号を削る。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

企業出納員となる職及びそのつかさどる事務

1 金銭出納員及び金銭副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
金銭出納員	金銭副出納員	
契約会計課長	契約会計課 会計係長	金銭の出納その他の会計事務。ただし，収入金の収納に関する事務を除く。
京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課（契約会計課を除く。）の長 企業力向上推進室	別に指定する者	それぞれその担任する当該収入金の収納に関する事務

副室長		
お客さまサービス推進室		
管理課長		
料金課長		
経営戦略室		
経営企画課長		
財務課長		
資産活用課長		
各営業所長		
各営業所副所長		
疏水事務所長		
水道管路管理センター		
北部配水管理課長		
南部配水管理課長		
北部給水工事課長		
南部給水工事課長		
各下水道管路管理センター		
所長		
下水道建設事務所長		

## 2 物品出納員及び物品副出納員となる職及びそのつかさどる事務

企業出納員となる職		つかさどる事務
物品出納員	物品副出納員	
職員課長	職員課 労政係長	被服に関する出納その他の会計事務
契約会計課長	契約会計課 会計係長	(1) 水道事業用物品及び公共下水道事業用物品（図書及び貯蔵品

		を除く。)に関する出納及びその他の会計事務 (2) 不用品に関する出納その他の会計事務
水道部施設課長	水道部施設課 事務係長	活性炭に関する出納その他の会計事務
南部給水工事課長	南部給水工事課 事務係長	量水器及び事業用の材料に関する出納その他の会計事務
各営業所長 各営業所副所長 施設管理事務所長  水道管路管理センター 北部配水管理課長 南部配水管理課長 北部給水工事課長 南部給水工事課長 水道管路建設事務所長	各営業所 お客さまサービス係長 施設管理事務所 施設係長  水道管路管理センター 事務係長  水道管路建設事務所 事務係長	(1) 第28条第1項の規定により前渡された貯蔵品に関する出納その他の会計事務 (2) 所管に属する物品に関する出納その他の会計事務
京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する課の長 企業力向上推進室 副室長 お客さまサービス推進室 管理課長 料金課長	各課及び室 庶務担当の課長補佐又は係長	所管に属する物品に関する出納その他の会計事務

経営戦略室		
経営企画課長		
財務課長		
資産活用課長		
各浄水場長	各浄水場	
	庶務担当の担当課長補佐又は担当係長	
疏水事務所長	疏水事務所	
	管理係長	
各下水道管路管理センター 所長	各下水道管路管理センター	
	事務係長	
ポンプ施設事務所長	ポンプ施設事務所	
	庶務担当の担当課長補佐又は担当係長	
下水道建設事務所長	下水道建設事務所	
	事務係長	
鳥羽水環境保全センター調 整課長	鳥羽水環境保全センター	
	事務係長	
鳥羽水環境保全センター吉 祥院支所長	鳥羽水環境保全センター吉祥 院支所	
	施設係長	
伏見水環境保全センター所 長	伏見水環境保全センター	
	施設係長	
石田水環境保全センター所 長	石田水環境保全センター	
	施設係長	

第1号様式から第10号様式までを削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)